

行政書士清水法務事務所 行動計画

所員が仕事と子育てを両立させることができ、所員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての所員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 令和7年11月1日～ 令和17年10月31日までの10年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- ◆ 令和7年 11月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- ◆ 令和7年 11月～ 全所員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援のための事
務所の取組、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などにつ
いて周知する

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、事務所内の体制を整え、情報提供
を積極的に行う。

<対策>

- ◆ 令和7年 11月～ 相談窓口等の全所員への周知
育休取得予定者が希望した場合、専門家による面談の実施
- ◆ 令和7年 12月～ 育児・介護休業等に関する規程等を整備し、そこに定める休暇や
時短勤務について、所内打合せやメール配信等により所員へ周
知